

健保だより

予算報告

平成19年度 予算まとまる

当組合の平成19年度予算が、去る2月23日に開催された組合会において承認されましたので、その概要をお知らせします。



平成19年度予算と財政状況

<平成19年度予算>

〔健康保険勘定〕

平成19年度予算は、概要表のとおり経常収支は76百万円の黒字となる見込みです。収入の大半を占める保険料収入は26億5百万円となり、被保険者数の伸びと標準報酬月額・標準賞与額の上限の改定により、平成18年度予算と比較して約8.2%増加しています。

支出は平成18年度予算と比べると、保険給付費が約1.7%の減少、老人保健拠出金が約75.7%の増加、退職者給付拠出金は約17.2%の減少、保健事業費は約5.4%の減少となっています。

〔介護保険勘定〕

1人当たりの介護納付金は約3.8%アップしましたが、所定の計算方式で算定した結果、保険料率は10.0%から9.4%に下がりました。これにより、予算規模は総額で2億48百万円となりました。

<平成18年度の決算予想>

平成18年度については保険料収入が安定しており、支出面でも退職者給付拠出金の負担減が確定したことや、当初見込んでいた法定給付費の伸びが小幅で止まりそうなことから、実績予想で4億37百万円の黒字を見込んでいます。

<今後>

国全体としても、当組合においても医療給付費は毎年、着実に伸びています。また、平成20年度からの高齢者医療制度改革では、拠出金制度が現在の「老人保健拠出金」と「退職者給付拠出金」から、「後期高齢者支援金」、「前期高齢者納付金」、「退職者給付拠出金」、「病床転換支援金」の4種類に変更される予定ですが、現行制度にせよ新制度にせよ、拠出金は今後さらに増大していくと見込まれます。

皆様におかれましては、今まで以上に健康管理に留意され、引き続き医療費の節減にご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成19年度予算(健康保険勘定)

科 目	予 算 額
収 入	
保 険 料	2,605,265千円
そ の 他	174,656
計	2,779,921
支 出	
事 務 費	114,287
保 険 給 付 費	1,621,116
老 人 保 健 拠 出 金	526,067
退 職 者 給 付 拠 出 金	170,887
保 健 事 業 費	170,292
そ の 他	61,160
予 備 費	116,112
計	2,779,921

収入支出差引額	0
---------	---

経常収支	
経 常 収 入	2,685,983
経 常 支 出	2,610,471
経常収支差引額	75,512

平成19年度予算(介護保険勘定)

科 目	予 算 額
収 入	
介 護 保 険 料	248,126千円
そ の 他 収 入	74
計	248,200
支 出	
介 護 納 付 金	235,885
そ の 他 支 出	12,315
計	248,200

収入支出差引額	0
---------	---

参考：全健康保険組合の財政状況

健康保険組合全体の平成17年度決算収支は2,933億円の黒字で、3年連続の黒字を達成しました。しかし、保険給付費と退職者給付拠出金の伸びが大きく、小康状態程度で安心はできません。事実、平成18年度の全

組合の予算集計では1,091億円の赤字となっています。

ちなみに、社会保険庁のまとめでは、政府管掌健康保険組合の平成17年度決算収支も1,494億円の黒字で、やはり3年連続の黒字になりましたが、平成18年度予算では退職者給付拠出金が膨らみ、584億円の赤字に転落しています。

平成19年度の保険料率

当組合の一般保険料率・調整保険料率・介護保険料率は次のとおり変更となりました。 ※（ ）内は平成18年度料率です

- 健康保険料率 65.00‰ (65.00‰) { 一般保険料率 63.74‰ (63.77‰)
調整保険料率 1.26‰ (1.23‰) }
- 介護保険料率 9.40‰ (10.00‰)

平成19年4月から改正された事項

健康保険法の一部改正による平成19年4月からの改正事項は次のとおりです。

① 標準報酬月額等級の改定

これまでの39等級に上限・下限ともそれぞれ4等級が追加となり、47等級となりました。事業所の被保険者は、平成19年4月分保険料（5月徴収分）から、任継者・特退者は4月分保険料（4月徴収分）から適用されます。

平成19年3月まで（改定前）		平成19年4月以降（改定後）			
標準報酬		標準報酬		報酬月額	
等級	月額	等級	月額		
		1	58千円	63千円未満	
		2	68千円	63千円以上	73千円未満
		3	78千円	73千円以上	83千円未満
		4	88千円	83千円以上	93千円未満
1	98千円	5	98千円	93千円以上	101千円未満
2	104千円	6	104千円	101千円以上	107千円未満
拡大分		拡大分			
38	930千円	42	930千円	905千円以上	955千円未満
39	980千円	43	980千円	955千円以上	1,005千円未満
		44	1,030千円	1,005千円以上	1,055千円未満
		45	1,090千円	1,055千円以上	1,115千円未満
		46	1,150千円	1,115千円以上	1,175千円未満
		47	1,210千円	1,175千円以上	

② 標準賞与額の上限の改定

これまで、賞与支給1回（同月に2回以上支給の場合は合算）の上限は200万円でしたが、平成19年度より、その年度（4月1日から翌年3月31日まで）に支給される標準賞与額の累計額540万円が上限となりました。

なお、保険料の対象となる賞与は年3回まで支給される賞与で、支給された賞与の1,000円未満を切捨てた額に基づいて保険料を徴収することに変更はありません。

〔徴収例〕

支給月	賞与支払額	保険料徴収の対象となる標準賞与額	
		平成19年3月まで（改定前）	平成19年4月以降（改定後）
7月（上期）	250万円	200万円	250万円
12月（下期）	300万円	200万円	290万円
3月（期末）	100万円	100万円	0万円
計	650万円	500万円	540万円

注. 3月（期末）賞与の保険料は4月徴収です。また、期中に料率が変更となった場合には、新料率での保険料となります。

③ 傷病手当金と出産手当金の支給基準の一部改定

(1) 傷病手当金・出産手当金の支給率の改定

両手当金の支給率は、これまで、標準報酬日額の60%相当額でしたが、平成19年4月1日以降は、賞与分を勘案した手当額として標準報酬日額の3分の2相当額に改定されました。

(2) 任意継続被保険者への傷病手当金・出産手当金の廃止

両手当金は任意継続被保険者となった後であっても、支給要件が発生すれば支給されていましたが、平成19年4月1日からは、支給されなくなりました（退職時に継続給付の要件を満たしている方を除く）。

ただし、経過措置として、3月31日以前に任意継続被保険者となりすでに手当を受給している方、あるいは3月31日以前に手当の支給要件に該当していたにもかかわらず、事業所から賃金が支給されていたため手当を支給されていなかった方が、4月1日以降に任意継続被保険者になった場合は、引き続き支給されます。なお、支給要件によって4月1日以降の支給率は異なります。



(3) 退職後の出産に対する出産手当金の廃止

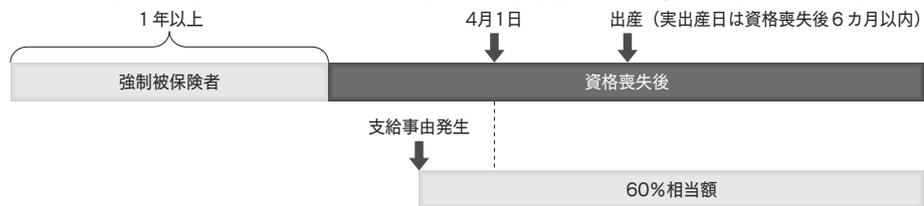
1年以上被保険者だった方が、退職して被保険者の資格を喪失してから6カ月以内に出産した場合は、これまでは出産手当金が支給されていましたが、平成19年4月1日からは支給されなくなりました（退職時に継続給付の要件を満たしている方を除く）。ただし、出産育児一時金は従前どおり支給されます。

(4) 健康保険法第106条に基づく出産手当金についての支給

事例を次のとおり示しますが、傷病手当金を含む他の事例については、組合ホームページに掲載しますので、そちらを参照していただくか、各事業所担当者または組合担当者にご確認願います。

健康保険法第106条に基づく出産手当金の経過措置

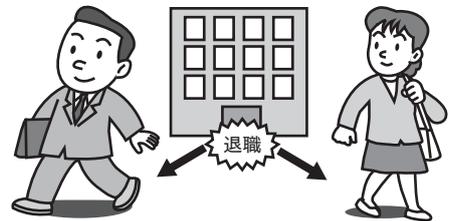
平成19年4月1日の前日において資格喪失後6カ月以内の出産に係る出産手当金（法第106条）の支給を受けていた方については、平成19年4月1日以降も出産手当金を支給し、支給額は標準報酬日額の60%相当額となりました（法第106条：1年以上被保険者であった者が被保険者の資格を喪失した日後6月以内に出産したときは、出産につき被保険者として受けることができるはずであった保険給付を最後の保険者から受けることができる）。なお、法第106条は平成19年4月1日付で改正され、条文名も「資格喪失後の出産育児一時金の給付」となります。



事例紹介

Q&A

次のような事例の場合、平成19年4月1日以降の支給額はどのようになるのでしょうか。いずれも強制被保険者期間は1年以上と仮定します。



Q1 : 支給事由発生日は3月31日（出産予定日は5月11日、実出産日は5月11日）、資格喪失日は3月31日の場合は？

A1 : 4月以降の支給額は60%相当額となります。

Q2 : 支給事由発生日は4月1日（出産予定日は5月11日、実出産日は5月12日）、資格喪失日は3月31日の場合は？

A2 : 4月1日の前日において支給を受けておらず、経過措置の対象とならないため4月以降は不支給となります。（注：法第106条の出産手当金は実出産日を基に支給開始日を起算するため、出産予定日から起算した支給開始日が3月31日であったとしても経過措置に該当しません。）

Q3 : 支給事由発生日は3月30日（出産予定日は5月11日、実出産日は5月10日）、資格喪失日は3月31日の場合は？

A3 : 資格喪失前に支給事由が発生しているため、法第104条の継続給付に該当し、4月以降は3分の2相当額の支給となります。

ただし、法第104条に該当するには、資格喪失日の前日に労務に服していない場合に限りです。

④ 埋葬費・埋葬費付加金の廃止と埋葬料付加金の改定

(1) 埋葬費・埋葬費付加金の廃止

これまで、被保険者が死亡したとき、その被保険者により生計を維持されていた者が埋葬を行ったときに受け取るのが「埋葬料」、その「埋葬料」を受け取る者がおらず、他の者が埋葬を行ったときに受け取るのが「埋葬費」と区別されていました。

この度、「健康保険事業運営基準」が改正され、「埋葬費」そのものが廃止となり、いずれの場合も「埋葬料」に統一されました。

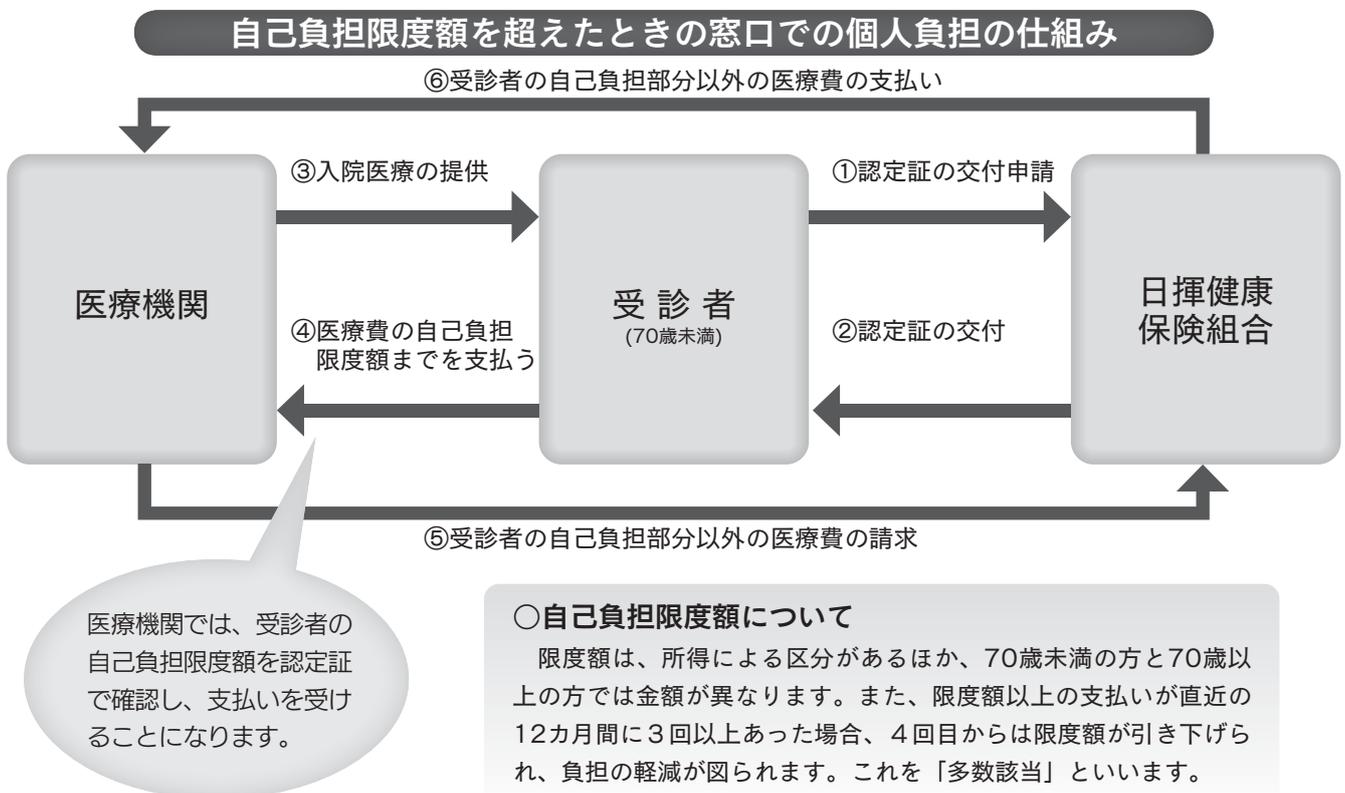
(2) 埋葬料付加金の変更

平成19年4月1日より、埋葬料付加金については、現行の家族埋葬料付加金と同額の「30,000円」となりました。ただし、平成19年3月31日以前の死亡にかかる埋葬料付加金は従前（標準報酬月額 \times 1/2相当額）のとおりです。

⑤ 70歳未満者の入院に係る高額療養費の現物給付化

70歳以上の高齢者の入院については、すでに高額療養費の現物給付化が実施されていますが、平成19年4月から、70歳未満の被保険者・被扶養者の入院に係る高額療養費についても、70歳以上の取扱いに合わせて現物給付化し、一医療機関ごとの窓口での支払いが自己負担限度額までとすることが可能となりました。

ただし、あらかじめ組合に申請して自己負担限度額に係る「認定証」の提示が必要となります。この認定証の交付および取扱いについては、正式な通知がありしだい、組合ホームページの「ニュースとお知らせ」欄に掲載します。



⑥ 出産育児一時金の受取代理制度と当組合の対応

平成18年10月1日付の健康保険法の一部改正により、少子化対策の一環として、加入者（被保険者・被扶養者）に対する出産時の費用負担緩和策が次のとおり打ち出されました。

(1) 法定給付としての出産育児一時金・家族出産育児一時金の引上げ（30万円→35万円）

(2) 上記一時金の受取代理制度の導入

うち、(1)については、法定給付のためすでに実施済みですが、(2)については、保険者（組合）の努力義務として制定されたものです。

本制度を利用するにあたっては、申請者が利用する病院ごとに全て個別の事務処理が必要になるなど、相当な事務負担増あるいは事務が煩雑になると想定されるため、当組合としては、この実務面の対応を考慮し、加入者には出産するまでの間に出産費用を準備してもらうよう協力していただくことで、当面本制度の導入は見合わせることにしました。



平成19年度の保健事業のご案内

平成19年度の健康づくり事業のうち、新規事業については、実施に向けて検討中ですが、それ以外の継続的事業は前年度と同じ内容で実施しますので、大いにご利用ください。

平成19年度の主な実施事業

(1)保健指導宣伝事業

- ①『健保だより』の発行
- ②『赤ちゃん和妈妈』の配付
- ③『すこやか・スーパーエイジ』の配付 など

(2)疾病予防事業

- ① 人間ドック
- ② 婦人健診
- ③ 肺がん健診
- ④ 胃・大腸健診
- ⑤ 歯科健診
- ⑥ ココロの相談ダイヤル
- ⑦ PET健診

(3)体育奨励事業

- ① 各種競技会補助（体育奨励）
- ② 海の家・プール など

(4)健康増進施設事業

エグザス（コナミスポーツ）

(5)契約保養所事業

- ① 山中湖保養所
- ② JTB契約保養所
- ③ トップツアー契約保養所
- ④ 組合契約保養所



詳細につきましては、
当組合のホームページを
是非ご覧願います。

アドレス：www.jgckenpo.or.jp

ユーザー名：jgckenpo

パスワード：kumiaihp

① 平成19年度から実施予定の新規事業について

(1) ガンの早期発見を目的として、平成17年度から導入しました「PET健診」の費用は、現在全額自己負担としています。しかしながら、受診費用が高額なため、これまでのところ受診実績は数名にとどまっています。このため、受診者の負担を軽減させ受診しやすくなるよう、受診費用の一部を組合で負担できるように検討することになりました。

平成19年10月から実施できるよう準備を進めていく予定です。決定しましたら9月発行予定の『健保だより』でお知らせします。

(2) メタボリックシンドローム関連のセミナー開催や冊子類等の配布を予定しており、目下、準備中です。

② 廃止した保健事業

平成17年10月1日付で、被保険者・被扶養者の健康予防管理サポートを充実させることを目的に、株式会社シナプスが開発したインターネット活用型の健康診断カルテサービス「ポケットアイ (Pocket I)」を導入しましたが、平成18年10月末に同社が経営破綻したため、同社との契約の破棄および加入者の退会を行い、あわせて同保健事業を平成19年3月31日付で廃止しました。

③ 平成20年4月からの特定健診・特定保健指導への対応

平成20年度から、40歳から74歳までの被保険者・被扶養者を対象に、生活習慣病対策の一環として、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」に着目した健康診査（以下「特定健診」という）の実施と、特定健診の結果に基づく保健指導（以下「特定保健指導」という）の実施が、健康保険組合など全医療保険者に義務付けられました。

これは、平成20年度から平成27年度までに、生活習慣病の有病者および予備群を25%減少させることを目標としています。これまでの健診は、病気を発見し、治療（入院・投薬）することで体調を改善させることに主眼が置かれていましたが、平成20年度からは、健診でメタボリックシンドロームの有病者および予備群を早期に抽出して、段階に応じた保健指導を行い、生活習慣の改善等により行動変容を促すことに主眼が置かれます。

ポイントは次の4つです。

- ①メタボリックシンドローム対策：内臓脂肪の蓄積状況をチェックするために、「腹囲」が新しく健診項目に加わります。男性85cm以上、女性90cm以上の方は要注意です。
- ②40歳以上の被扶養者も対象に：今までは、被扶養者に対する各種健診の実施状況は、健康保険組合によって異なりましたが、平成20年度からは、40歳から74歳までの被扶養者の方は、全員が特定健診の受診対象となります。
- ③保健指導に重点：生活習慣病は過食、運動不足、過労、喫煙、飲酒といった生活習慣が主な発症原因とされています。平成20年度からは、そうした生活習慣を改善するための保健指導に重点が置かれます。
- ④健診結果のデータ化：健診結果はデータ化され、健康保険組合で厳重に保管されます。データの長期保管により各人の経年的変化を捉えた指導が行えます。転職などで他の健康保険組合に加入された場合は、そのデータは引き継がれます。

平成25年からは、健診・保健指導の目標達成の状況により、後期高齢者医療制度で健康保険組合が負担する支援金（拠出金）が±10%の範囲で加減算される予定です。そのため、目標とする医療費の節減が実行された健康保険組合は、当該支援金が減額されることになります。

これを受けて、当組合としては、平成19年度を特定健診・特定保健指導の準備期間と位置づけ、計画の策定に必要な諸施策を実施することになります。各事業所の担当者および加入者の皆様のご理解・ご協力のほど、お願い申し上げます。



アメリカメジャーリーグ、ニューヨーク・ヤンキースの松井秀喜選手の『不動心』（新潮新書）という本の中に、出身校である石川県星陵高校野球部の一塁側ベンチや室内練習場に「心が変われば行動が変わる、行動が変われば習慣が変わる、習慣が変われば人格が変わる、人格が変われば運命が変わる」という言葉が掲げられていると、書いてあります。さて、皆さんはどうでしょうか？「喝！」それとも「あっぱれ！」……。

健保組合からのお知らせ

- ❶ 毎年3月～4月は、異動のシーズン（退職・就職・転勤など）です。被扶養者が就職し、就職先の社会保険に加入した場合は、当組合から脱退する必要があります。

被扶養者が就職された場合は速やかに（5日以内に）「被扶養者（増・減）届」に該当者の保険証を添えて、担当部経由で当組合へ届け出るようにお願いします。

- ❷ 現在はB5サイズで正副2枚複写式となっている「被扶養者（増・減）届」ですが、組合のホームページから直接入力して印刷できる仕様（A4サイズ）に変更する予定です。現在、その作業を進めている最中ですが、できるだけ早い時期に紙から移行しますので、ご了承ください。

ただし、任継者・特退者の方、あるいはパソコンのない方、ホームページが見られない方のため、手書きによる紙（パソコンと同様の仕様）での届出も残すことにします。

- ❸ 当組合のホームページも、開設以来丸5年が経過しました。これを機にホームページをリニューアルする予定です。オープンは平成19年10月1日を予定しています。新バージョンでは、目的別に検索できるようにするほか、利用者が使いやすいようにしていきます。トップページも変更し、帳票類も一部見直していきます。Q&Aの項目も増やす予定です。